

## 2 平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

### (1) 総務部

#### 情報企画課

監査の結果	行政情報配信サービスの利用について、主に各部長級の職員がその業務に活用することができるよう、2つの通信社が有料で提供している官庁速報、時事ニュース等の行政情報の配信サービス「iJAMP」（平成23年度利用料：504万円）と「47行政ジャーナル」（同：189万円）の利用契約を、それぞれの通信社と締結しているが、情報企画課は、これらの行政情報配信サービスの利用状況及び業務への活用の実態を把握していないことから、その利用状況及び業務への活用の実態を調査し、その結果を踏まえ、各行政情報配信サービスの利用の可否を判断されたい。
措置の内容	行政情報配信サービスの業務への活用の実態について調査したところ、他市町村についての情報収集や、国、県の動向についての情報収集などに多く利用されていた。また、毎月の利用状況の把握を行うこととし、利用率が低い利用者がいた場合は他の利用希望者へIDを再配付する等の対応をすることとした。

### (2) 健康福祉部

#### ア 高齢福祉課

監査の結果	社団法人津市シルバー人材センターへの貸付金について、同センターの運営を支援するため、高齢福祉課はその予算の定めるところにより、毎年度700万円の資金を貸し付けているが、当該貸付金は、当該年度中に返済を受け、更に翌年度に貸し付けることを繰り返して行うもので、実質的には長期貸付に当たるといえるものである。このような貸付は、決算書上、貸付金債権の残高が表示されないこととなり、公金による資金投入の実態の不透明さは否めないものであることから、同センターと協議の上、当該貸付金の在り方を見直されたい。
措置の内容	公益社団法人津市シルバー人材センターと協議を行い、平成25年度以降、本件貸付けを行わないこととした。

イ 介護保険課

監査の結果	<p>介護保険料の未収金対策については、平成22年度の津市介護保険事業特別会計に係る決算審査意見書において、より実効性のある未収金対策を講じるよう意見したところであるが、平成23年度と同保険料の収納率(注)は32.3パーセントで、依然として未収金対策の強化を必要とする状況にある。このような中、一層の成果を上げるためには組織的な取組が肝要であり、介護保険課は、同保険料の滞納者と接する機会が少なくない各総合支所の所管課がより効果的に納付指導に取り組むことができるよう、必要に応じて、技術的な助言を行うなど、組織的な未収金対策の強化を図り、同保険料の収納状況の改善に取り組まれない。</p> <p>(注)平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。</p>
措置の内容	<p>介護保険料の未収金対策については、介護保険課及び各総合支所所管課がより効果的で一貫した滞納整理が可能となるよう、積極的に互いの情報の共有を図ることとしたほか、各総合支所所管課の担当者を対象とした研修などを実施し、組織的な未収金対策の強化を図った。</p>

ウ 保険医療助成課（保険年金課（当時））

(ア) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の未収金対策について

監査の結果	<p>国民健康保険料（国民健康保険税を含む。以下「国保料」という。）及び後期高齢者医療保険料（以下「後期保険料」という。）の未収金対策については、平成22年度の津市国民健康保険事業特別会計及び津市後期高齢者医療事業特別会計に係る決算審査意見書において、それぞれ一層の未収金対策を講じるよう意見したところであるが、平成23年度の国保料及び後期保険料の収納率（注）は、国保料が19.1パーセント、後期保険料が29.7パーセントで、依然として未収金対策の強化を必要とする状況にある。このような中、一層の成果を上げるためには組織的な取組が肝要であり、保険年金課は、国保料、後期保険料の滞納者と接する機会が少なくない各総合支所の所管課がより効果的に納付指導に取り組むことができるよう、</p>
-------	---

	<p>必要に応じて、技術的な助言を行うなど、組織的な未収金対策の強化を図り、国保料、後期保険料の収納状況の改善に取り組まれない。</p> <p>(注) 平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。</p>
措置の内容	<p>国保料及び後期保険料の未収金対策については、保険医療助成課及び各総合支所所管課がより効果的で一貫した滞納整理が可能となるよう、積極的に互いの情報の共有を図ることとしたほか、各総合支所所管課の担当者を対象とした研修などを実施し、組織的な未収金対策の強化を図った。</p>

(イ) 無受診世帯記念品贈呈事業について

監査の結果	<p>無受診世帯記念品贈呈事業は、国民健康保険の被保険者の健康保持・増進を目的として、1年間無受診であった世帯を対象に記念品として2千円分の図書カードを贈呈するもので、平成22年度は1,383世帯に贈呈し、平成23年度は1,239世帯に贈呈する予定(平成24年1月26日現在)であるが、医療費抑制の直接的な効果があるとは考え難いことから、国民健康保険の厳しい財政状況を踏まえ、同事業の在り方を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>平成24年度をもって無受診世帯記念品贈呈事業を廃止した。</p>

(3) 農林水産部

農林水産政策課

監査の結果	<p>平成22年度の地区農政推進事業補助金を交付した地区農政推進協議会について、同補助金の充当経費は、県内外における視察研修に係る交通費であったところ、当該実績報告書及び視察研修に係る事業成果をまとめた報告書は、農林水産政策課の職員が聞き取りにより作成していたほか、同課の職員は、3つの地区農政推進協議会その他の関係団体の預金通帳及び印鑑をそれぞれ保管していたが、このような関与は、津市補助金等交付規則及び法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これら</p>
-------	--

	の関係団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限になるよう、その見直しに取り組みたい。
措置の内容	実績報告書等については、地区農政推進協議会にて作成し、提出を受けることとした。また、当該協議会その他の関係団体の預金通帳及び印鑑の保管については、職員による関与が最小限となるよう改めた。

(4) 建設部

建設整備課 (津北工事事務所 (当時))

監査の結果	津偕楽公園において春まつりが開催される約1か月間の同公園の管理業務(ごみの収集、トイレ清掃、巡回等)について、当該管理業務に係る時間外勤務に従事した職員の当該時間外勤務時間数を合計すると1千時間を超えていたため、職員の時間外勤務の縮減及び経費節減の観点から、当該管理業務の委託の適否について検討の上、その結果を踏まえ、当該管理業務の在り方を見直されたい。
措置の内容	春まつりの期間短縮及び人員配置の見直しにより、平成23年においては1,226時間であった時間外勤務時間数を、平成24年においては933時間まで、平成25年においては742時間まで縮減した。

(5) 美里総合支所

地域振興課

監査の結果	長谷山ハイツ汚水処理施設使用料の未収金対策について、平成23年度の収納率(注)は65.2パーセントで、とりわけ滞納繰越分の収納率は1.8パーセントと非常に低い状況である。地域振興課は、滞納者への電話による催告、訪問による納付指導等に取り組んでいるが、不当に納付を怠る者に対しては、支払督促等の所要の法的措置をもって毅然として対処するなど、より積極的な未収金対策に取り組まれたい。 (注)平成23年11月の監査委員質疑に係る資料(同年9月末日現在)による。
措置の内容	従前の取組に加え、滞納者への文書による催告及び夜間訪問による納付指導を継続して実施するとともに、口座振替制度の推進や納付誓約書の提出など、より積極的な未収金対策に取り

組んだ

(6) 教育委員会事務局

ア 学校教育課

(ア) 私立幼稚園教育振興補助金について（教育総務課（当時））

監査の結果	平成22年度の私立幼稚園教育振興補助金を交付した一部の私立幼稚園について、交付決定に係る事業計画においては、教育の専門講師による指導を実施するための経費に充当するとしていたところ、その実績報告に係る事業成果を見ると、当該事業計画の事業内容とは全く異なる園児用の便器の取換工事に係る経費に充当したことが記載されていた。同補助金は私立幼稚園の管理運営等に係る経費を対象に交付されるものであるが、交付決定に係る事業計画における事業内容と全く異なる事業の経費に補助金を充当しようとするときは、津市補助金等交付規則の趣旨に照らし、事前に事業計画の変更承認の可否を判断の上、所要の手続がなされるべきであり、同規則の趣旨を十分に踏まえ、補助金交付事務の在り方を見直されたい。
措置の内容	補助金の交付にあつては、事業計画における事業内容と事業成果の整合性の確認を確実に行うなど、適切な事務処理をすることとした。

(イ) 奨学資金貸付金の未収金対策について

監査の結果	<p>奨学援助資金貸付金の未収金対策について、平成23年度の滞納繰越分の収納率（注）は3.8パーセントと非常に低い状況であり、滞納件数26件のうち11件については、同年度における納付がなされていない中、債務者、連帯保証人に対する法的措置を講じることについては消極的である。</p> <p>そこで、不当に弁済を怠る債務者に対しては、所要の法的措置を持って毅然として対処することはもとより、債務者1人につき2人の連帯保証人を立てているものの、1人の連帯保証人しか接触していないことから、必要に応じて、もう1人の連帯保証人に接触を図り、これらの連帯保証人に対し、当該保証債務の履行請求を行うなど、より積極的な未収金対策に取り組まされたい。</p> <p>（注）平成23年11月の監査委員質疑に係る資料（同年9月末日現在）</p>
-------	---

	による。
措置の内容	不当に弁済を怠る 8 名の債務者について、これまで接触をしていなかったもう 1 人の連帯保証人あてに当該保証債務の履行を請求する通知を送付したことにより、償還金残額の一括返済や分割納付がなされるなど、積極的な未収金対策に取り組んだ。

#### イ 人権教育課

監査の結果	平成 22 年度の中学校区人権教育推進事業について、各中学校区部会で構成する津市人権教育推進協議会に当該推進事業の業務を委託し、人権教育講演会の開催業務等を行っており、その講師謝金については、各中学校区部会の関係者が直接講師と交渉の上決定していたが、講師謝金の額を見ると、人権教育課の関係事業に係る講師謝金基準表に定める金額と比較して高額なものがあつた。講師謝金の額は、その招聘する講師の著名度等に応じて算定される要素があるものの、公金を財源とする以上、一定の考え方の下で、算定することが望ましいと考えるため、当該業務委託に当たっては、同協議会に対し、講師謝金の基準表を提示するなど、適切な事務処理に努められたい。
措置の内容	人権教育講演会の講師謝金については、津市人権教育推進協議会に対し人権教育課の関係事業に係る講師謝金基準表を提示することにより、同協議会において一定化を図った。

#### (7) 指定管理者監査

##### リバーパーク真見管理組合(所管部局：白山総合支所地域振興課)

監査の結果	リバーパーク真見管理組合は、滞在型施設の長期使用者から 1 件当たり 5 万円の保証金を徴収し、第 10 期の決算における残高は 90 万円を計上しているが、その徴収の根拠となる法令上の定めがなく、適正を欠く懸念があることから、当該保証金の徴収の適否を検討の上、その結果を踏まえ、所要の改善に取り組まれたい。
措置の内容	リバーパーク真見管理組合において、保証金の徴収は、平成 25 年度から行わないこととした。